公社建物付き所有地の売払い

一般競争入札参加要領

令和4年9月9日公告

物件名称　旧狭山管理事務所及び柏原駐車場（土地・建物）

埼玉県狭山市柏原字川原3094番2外

令和4年9月　埼玉県道路公社

目次

一般競争入札参加要領　---------- 1

建物付土地売買契約書(案)　---------- 8

売払い物件位置図　---------- 15

物件調書－1(旧管理事務所)　---------- 16

物件調書－2(旧柏原第1駐車場)　---------- 23

物件調書－3(旧柏原第2駐車場)　---------- 28

参考契約手続の御案内　---------- 33

入札関連様式等　---------- 添付

別紙1　郵送による入札方法　---------- 添付

別紙2　郵便入札における「くじ」の方法について---------- 添付

この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。一般競争入札参加要領をよくお読みください。

この公告に関する問い合わせ先

〒330-0074
埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号
埼玉県道路公社　総務担当
電話　048－822－8073
ファクシミリ　048－822－8082
メールアドレス　road@tollroad-saitama.or.jp

一般競争入札参加要領

令和4年 11 月 16 日(水)に埼玉県道路公社(以下、「公社」という。)が行う建物付き土地の売払いの一般競争入札に参加される者は、次の各事項を御承知の上、入札してください。

(入札に付する物件及び参考価格)

第1 入札に付する物件(土地及び建物)は、次のとおりとし、一括して入札を行います。

分類	物件	地番	現況地目 (公簿地目)	実測面積 ㎡ (公簿面積)(㎡)	備考
土地	①	狭山市柏原字川原 3094 番 2、 3082 番 14、 3082 番 15	宅地 (宅地)	1,049.04㎡ (1,049.04㎡)	(現況) 旧管理事務所
	②	狭山市柏原字川原 3084 番60、 3084 番61、 3084 番75、 3084 番78	宅地 (宅地)	462.47㎡ (463.67㎡)	(現況) 旧柏原 第1駐車場
	③	狭山市柏原字川原 3084 番62、 3084 番63、 3084 番64、 3084 番79、 3084 番80、 3084 番90 3084 番94	宅地 (宅地、 公衆用道路)	602.48 ㎡ (606.71 ㎡)	(現況) 旧柏原 第2駐車場
			合計	2,113.99 ㎡ (2,119.42 ㎡)	

分類	物件	所在	構造	床面積(㎡)	備考
建物	④	狭山市柏原字川原 3094 番地 2、 3082 番地 14	鉄骨造陸屋根 2階建 鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	260.04 ㎡(事務所) 22.56 ㎡(外部便所)	(現況) 旧管理事務所

2 この売り払いの参考価格は、前項①、②、③、④の見積価格の合計に、この売却に際し公社が支出した経費を加えた金 95,552,444 円です。

（入札参加条件）

第2 次の1・2のいずれにも該当しない者であることが入札参加の条件となります。

1 本件建物付き土地売買契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

2 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とします）。

一 故意に入札に付する不動産を損傷し、その価値を減少させた者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四 入札の実施に当たり公社職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約の履行をしなかった者

六 公社に提出した書類に虚偽の記載をした者

七 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

八「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年5月15日法律 第77号）に規定する暴力団員との関係が認められる者

九「破壊活動防止法」（昭和27年7月21日法律第240号）に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体及びその構成員

十 当該物件の購入目的が「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」（昭和23年7月10日法律第122号）に規定する風俗営業・性風俗関連特殊営業及びこれらに関連する業務に当たる場合の買受申出者

十一 八、九、十に該当する者から委託を受けた者

（契約条件）

第3 契約の条件については、別添に示す建物付土地売買契約書（案）のとおりですので、条文をよく確認の上、入札に参加してください。

なお、建物付土地売買契約書（案）第5条の違約金率は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率」と定めていますので、違約金の率改定により、率が変わることがあります。（令和4年9月9日現在、2.5％）

（物件の調査等）

第4 入札に参加しようとする者は、物件調書を参考にして、参加申込み前に必ず調査をしてください。また、物件調書はあくまで参考であり、現況を優先します。

物件の内覧を次のとおり実施しますので、内覧を希望する場合には、令和4年10月20日（木）16時までに次の連絡先に電子メールにて予約をしてください。

＊予約連絡先 road@tollroad-saitama.or.jp（総務担当あて）

（1）内覧実施日 令和4年10月28日（金）

ただし、申込状況や感染症、熱中症予防対策により日程を変更する場合があります。

（2）内覧実施時間 午前10時30分 ～ 午後3時30分の間で公社が指定する時間の範囲
（時間の範囲は1申込みあたり概ね15分～1時間弱程度の予定）
ただし、申込状況や感染症、熱中症予防対策により時間帯を変更する場合があります。

（3）予約の方法

ア. 電子メールの本文に次の事項を記載し、予約連絡先へ送付してください。

①個人にあっては氏名、事業者や団体にあっては商号や名称

②連絡担当者の所属、氏名（事業者や団体の場合のみ、個人は不要）

③内覧参加人数（制限は設けませんが、感染症予防対策のため5名以下でお願いします。）

④連絡先（電子メールアドレスと日中連絡が取れる電話番号）

イ. 公社は予約メールを確認後、内覧可能日と時間を電子メールでお知らせします。お知らせはメール確認後、3日程度（土日休日は含まない。）を目安に送付しますのでメールが届かない場合は公社へ確認の電話をお願いします。

（4）内覧時の注意点

感染症予防対策を含む円滑な内覧を行うため、下記の事項を遵守してください。ご協力いただけない場合は、内覧をお断りさせていただく場合もございますのでご了承ください。

ア. マスク着用や申込み人数を超えないなど感染症予防対策をお願いします。

イ. 指定された日の内覧時間10分前を目安に現地へお越しください。

ウ. 窓やドア、蛇口の開閉などを行った場合は、必ずもとの状態に戻してください。

エ. 写真やビデオ撮影は自由としますが、本入札以外の目的で使用することを禁止します。また、本入札の目的であっても一般などの外部へ公開することは禁止します。なお、記録した媒体及びデータについては、本入札による契約予定者以外は記録所有者の責任において、本入札実施日から1か月以内に復元できない状態で破棄や消去をしてください。（公社は記録の取扱いについての責任を一切負いません。）

オ. 入札や物件に関するご要望や交渉は一切受け付けません。

カ. 上記の事項を遵守されないことにより公社が損害を受けた場合又は対象物件に損傷を与えた場合はその損害を請求することがあります。

2 本物件及び入札等に関する質問がある場合は、質問書を問い合わせ先にあるアドレスへメールにて送信してください。簡易なものを除き、電話による質問は受け付けません。また、期日を過ぎて到着した場合においても質問は受け付けません。

（1）質問受付期間 令和4年 9 月 12 日（月）より令和4年11 月 4 日（金）まで

（2）受理確認 メール送信後、電話連絡にて到着確認を宛先に行ってください。

（3）質問に対する回答 質問に対する回答は、随時ホームページにて公開いたします。入札参加者は質問書の提出の有無にかかわらず、質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加してください。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用いたします。また、入札参加者から質問がない場合でも埼玉県道路公社ホームページの入札情報において入札参加者へお知らせを掲示することがあります。

（入札参加申込み）
第5 入札参加者は、事前に入札参加申込書（指定様式）を提出しなければ入札することができません。
2 入札参加申込みの受付は郵送とします。（持参による提出は受付けません。）受付期日、郵送場所は、次のとおりです。
なお、郵送事故等により受付期日まで到着しない場合は、参加しないものとみなします。
このとき、公社は郵送事故等による未達について一切の責任を負いません。
また、郵送にかかる費用は入札参加者のご負担でお願いします。
（1）受付期間 令和4年9月26日（月）から令和4年11月10日（木）まで（必着）
（2）郵送場所 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5
（3）宛先 埼玉県道路公社 総務担当 TEL048-822-8073
（4）提出書類 入札参加申込書
（5）受理確認 郵送後、電話連絡にて到着確認を宛先に行ってください。
3 入札参加申込み後、入札を辞退するときはその旨を電話又はメールにて公社へ連絡するとともに入札辞退届（指定様式）を郵送してください。

（入札及び開札の日時）
第6 入札及び開札の日時は、次のとおりです。 入札書は郵送にて提出してください。（持参による提出は受付けません。）（別紙1「郵送による入札方法」を参照してください）
なお、郵送事故等による未到着の場合や到着が提出期日を過ぎた場合は、入札に参加しないものとみなします。
また、地震等による自然災害や大雪等による公共交通機関の大幅な遅延や運休など入札参加者すべてに影響し、公社がやむを得ないと判断する事象が生じた場合は実施日時を変更する場合があります。この変更が生じた場合は、入札参加申込み者へ連絡します。
（1）提出期日 令和4年11月15日（火）まで（必着）
（2）開札日時 令和4年11月16日（水）午前 10 時 00 分
※事前に第5及び第8の手続きがなされていない者は入札に参加できません。
また、1者入札であっても入札を執行します。

（入札及び開札の場所）
第7 入札及び開札の場所は次のとおりです。
埼玉道路公社 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 （埼玉県浦和合同庁舎4階）
【電話】048－822-8073
※郵送による入札です。なお、郵送に係る費用は入札参加を希望する者の負担とします。

（入札保証金）
第8 入札参加者は、公社の見積価格額の 100 分の 5（4，515，000 円）の入札保証金を公社が指定する口座へ期日までに納付していただきます。
なお、公社が指定する口座は下記のとおりとし、納付期日は令和4年11月11日（金）までとします。

また、納付にかかる手数料等の費用は入札参加者のご負担とします。

銀行・支店名	口座種別	口座番号	口座名
埼玉りそな銀行 県庁支店	普通預金	００２９４１２	サイタマケンドウロコウシャ 埼玉県道路公社

（入札金額の表示）

第９ 入札金額は、物件の価額の総額及びそのうち建物価額に含まれる消費税相当額を表示してください。総額のうち、建物価額は消費税を含んだ額としてください。

（入札の無効）

第10 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1)入札に参加する資格がない者のした入札

(2)第5に定める入札参加申込みを行っていない者のした入札

(3)第8に定める入札保証金を指定した期日までに納付しない者の入札

(4)第8に定める入札保証金に満たない入札保証金を納入した者の入札

(5)入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印のないもの

(6)委任状があるとき、 記載事項が不明なもの又は委任状に記名若しくは押印のないもの

(7)同じ物件について2通以上の入札書を提出した者の入札で、その前後を判別できないもの又は最初の入札以外のもの

(8)他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者に係る入札

(9)入札書の金額を訂正したもの

(10)著しい反社会的行動をとるなど、明らかに公有地の処分相手にふさわしくないことが判明した者の入札

(11)入札の執行事務を妨害した者の入札

(12)前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反したもの

（落札者）

第11 落札者は、公社の予定価格以上の価額で最高の価額をもって入札した者とします。

なお、予定価格の目安となる参考価格は、第１第２項のとおりです。

（くじによる落札者の決定）

第12 落札者となるべき同価額の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。（別紙2「郵便入札における「くじ」の方法について」を参照してください）

（入札結果の公表）

第 13 入札結果の確定後、落札者名、落札金額及び入札参加者数を公社ホームページにて公開しますので、あらかじめ御了承ください。 なお、落札者が個人の場合は、個人名を非公開とし、落札金額のみを公開します。

（入札保証金の返金等）

第14 落札者以外の者が納付した入札保証金の返金には入札保証金返金請求書（指定様式）の提出が必要となります。
　請求書の受領後 14 日程度で請求書に記載されている金融機関へ振込にて返金します。（公社の事務手続きの都合上、遅れる場合もあります。）
2 落札者が納付した入札保証金は、第 16 に定める契約保証金に振り替えます。
　ただし、契約の締結日から 14 日以内に売買代金の全額を支払う場合には、当該代金の一部に充当します。
3 入札保証金を契約保証金に振り替える場合に、入札保証金の額が契約保証金の額に満たないときは、その差額を第 16 の例により納付しなければなりません。
4 入札保証金は、その受入から返金までの期間について利息を付けません。

（契約の締結）
第15 落札者は、令和4年11月22日（火）までに別添に示す様式の契約書（案）を公社と確認のうえ、契約を締結していただきます。
2 落札者が契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、公社に帰属することとなります。

（契約保証金）
第 16 落札者は、契約の締結日から 14 日以内に、契約金額の100 分の 10（1万円未満切り上げ）の契約保証金を公社の発行する請求書により納付していただきます。
　ただし、契約の締結日から 14 日以内に、売買代金の全額を支払う場合には、納付する必要はありませんので、契約締結前にその旨を公社担当職員へお知らせください。
2 支払い期日までに契約保証金のすべてが納付されていない場合には、契約保証金は公社に帰属することになります。

（売買代金の支払期限）
第 17 売買代金は、契約締結日から 14 日以内に全額を支払う場合を除き、公社の発行する請求書により、その発行日から60日以内に支払っていただきます。
2 売買代金の支払いが行われなかった場合には、契約保証金は公社に帰属することになります。

（所有権の移転）
第 18 売買代金（遅延違約金がある場合は違約金を含む）が完納され、所有権移転に必要な関係書類を提出し、公社がそれを確認したときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現状で引き渡します。
2 所有権の移転登記は、物件の引き渡し後、公社が行います。
3 契約書に貼付する収入印紙、登録免許税など契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

（契約不適合責任）

第 19 この土地及び建物の性状に契約の内容に適合しないものがあるときも、落札者は公社に対し、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができません。

ただし、落札者が消費者契約法第2条第1項に規定する消費者である場合は、追認することができる時から1年間に限り、その不適合の程度に応じた代金の減額請求又は契約の解除をすることができます。

（境界の明示）

第20 公社は、落札者に対して本件不動産の現地における境界の明示を省略するものとします。

（売却に係る条件）

第21 本要領及び物件資料と現況が相違している場合は、現況が優先します。

2 建物付きの売却となるため、参考価格は、建物を含めて見積もっています。

3 現況有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者御自身において、現地等の調査確認を行ってください。

4 確定測量は実施済みです。

5 土壌汚染状況調査、地質調査及びアスベスト調査については実施していません。

6 対象物件の譲渡禁止等 公社から落札者に所有権が移転した日から3年間、この土地の所有権を第三者に移転することを制限させていただきます。また、公社から落札者に所有権が移転した日から公社が行う所有権の移転登記が完了するまでの間、この土地の第三者への貸付けを制限させていただきます。

7 所有権の移転（第 18 第1項）後の対象物件の管理等に伴う一切の費用は、落札者の負担とします。

8 土地売買契約書には、売主の契約不適合責任を免責する旨の特約を設けます。

9 越境物等があった場合は、落札者が越境物所有者と協議してください。

10 狭山市水害ハザードマップによると浸水想定区域内とされています。なお、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域には含まれていません。

（その他）

第22 この要領に定めのない事項については、埼玉県道路公社会計規程やその他関連要綱等及び関係法令の定めるところによります。

2 第 6 により実施された入札で落札者がなかったとき又は落札者が契約の締結に応じない場合、公社は入札参加者のうちから希望を募り、契約の交渉に入ることがあります。

（配慮義務）

第23 購入者は、周辺住民や自治会などの地域住民との良好な関係を構築し、共生していけるよう地域住民の意見を十分聴取するなど、適切な対応に努めてください。

建物付土地売買契約書(案)

埼玉県道路公社(以下「甲」という。)と＿＿＿

金融機関に納付しなければならない。

（違約金の徴収）
第5条　乙は、第2条の代金を、その支払期日までに支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該代金の金額につき年 2.5 パーセントの割合で 計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。小数点以下は切り上げる。）を支払わなければならない。

（所有権の移転等）
第6条　この土地の所有権は、乙が第2条の代金（第5条の違約金を含む。）の支払いを完了し、移転登記に必要な書類を提出したことを甲が確認したときに甲から乙に移転するものとする。
2　甲は、この土地の所有権が乙に移転したときに、乙に現況有姿のままこの土地を引渡しがあったものとする。

（所有権の移転登記）
第7条　乙は、前条の規定により、契約締結日から第2条の代金（第5条の違約金を含む。）の支払いを完了するまでの間に甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求と第2条の代金（第5条の違約金を含む。）の支払いの完了確認後、遅滞なく所有権移転登記を行うものとする。
2　前項の所有権の移転登記に要する登録免許税等の費用は、乙の負担とする。費用は前項の請求と合わせて甲へ支払うものとする。

（調査の有無）
第8条　乙は、この土地及び建物について土壌汚染状況調査及びアスベスト調査を実施していないことを了知する。

（譲渡禁止等）
第9条　乙は、売買物件を取得した日から3年間において、甲の承認を得ないで、この土地の所有権を第三者に移転してはならない。
2　乙は、売買物件を取得した日から第7条にある移転登記が完了するまでの間、この土地を第三者に貸し付けてはならない。

（契約不適合責任）
第 10 条　乙は、この契約締結後において、この土地の性状に契約の内容に適合しないものがあるときも、乙は甲に対し、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償 請求又は契約の解除をすることができない。
2　第1条第 2 項（4）及び前項の規定にかかわらず、乙が消費者契約法第2条第1項に規定する消費者である場合は、追認することができる時から1年間に限り、その不適合の程度に応じた代金の減額請求又は契約の解除をすることができる。

（契約の解除等）

第11条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告のうえ、この契約を解除することができる。
2　前項の規定にかかわらず、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は催告をしないでこの契約を解除することができる。
(1)乙が、その義務の全部の履行が不能であるとき。
(2)乙が、その義務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(3)乙が次のいずれかに該当するとき。
イ　役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 － 11 － 3年法律第 77 号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。) であると認められるとき。
ロ　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
3　第1項及び第2項の解除により発生する一切の費用は、乙の負担とする。

(乙の原状回復義務)
第12条　乙は、甲が前条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する期日までにこの土地を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲がこの土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。
2　乙は、前項に定めるところによりこの土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、この土地の所有権移転登記にかかる承諾書を甲に提出しなければならない。

(返還金等)
第13条　甲は、第 11 条の規定によりこの契約を解除したときは、第4条の規定に基づき乙が支払った代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
2　甲は、第11 条の規定によりこの契約を解除したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
3　甲は、第11 条の規定によりこの契約を解除したときは、乙がこの土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(契約の解除に伴う土地の賃借料相当額の支払義務)
第14条　乙は、甲が第11 条の規定によりこの契約を解除したときは、甲から乙にこの土地を引渡した日から第12 条第1項の規定により甲が乙からこの土地の返還を受けた日までの土地賃借料相当額を、甲の定める方法により甲に支払うものとする。
2　前項の土地賃借料相当額は、埼玉県普通財産貸付料算定基準(昭和57年3月18日付け通達管

財第881号総務部長通達）に定めるところにより算定した、土地の引き渡しから契約の解除をするまでの期間の年額とし、期間が1年未満の場合は日割り計算により算出した額とする。

（相殺）
第15条　第11条の規定により甲がこの契約を解除したときは、甲は、この契約に基づき乙が甲に支払うべき土地賃借料相当額その他金銭債務と、甲が乙に支払うべき金銭債務とを、その対当額につき相殺することができる。

（損害賠償）
第16条　乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

（契約の費用）
第17条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）
第18条　この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄するさいたま地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（暴力団員等からの不当な要求の報告）
第19条　乙は、この契約の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と 密接な関係を有する者をいう。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報をしなければならない。

（事業者調査への協力）
第20条 甲が、この契約に係る甲の適正な予算執行を期するため必要があると認めたときは、甲は乙に対し、乙が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（甲に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

（契約に関する情報の取扱い）
第21条　甲は、この契約に関する乙の情報について、甲が行う業務での使用及び甲が定める規程や要綱などの規定類に基づき公開することができる。
2　乙は、この契約に関する甲の情報について、この契約に関すること以外に使用してはならない。また、甲の業務に支障を与える情報又は与えるおそれのある情報を外部に公開してはならない。

（定めのない事項等）
第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。 この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれそ

の1通を所持する。

令和 4年　月　日

さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号

甲　埼玉県道路公社

理 事 長　○ ○　○ ○　㊞

○○○○○○○○○○○○

乙　○○○○○○○○○

○○○○○　○ ○　○ ○ ㊞

［別表第1］

土地明細書

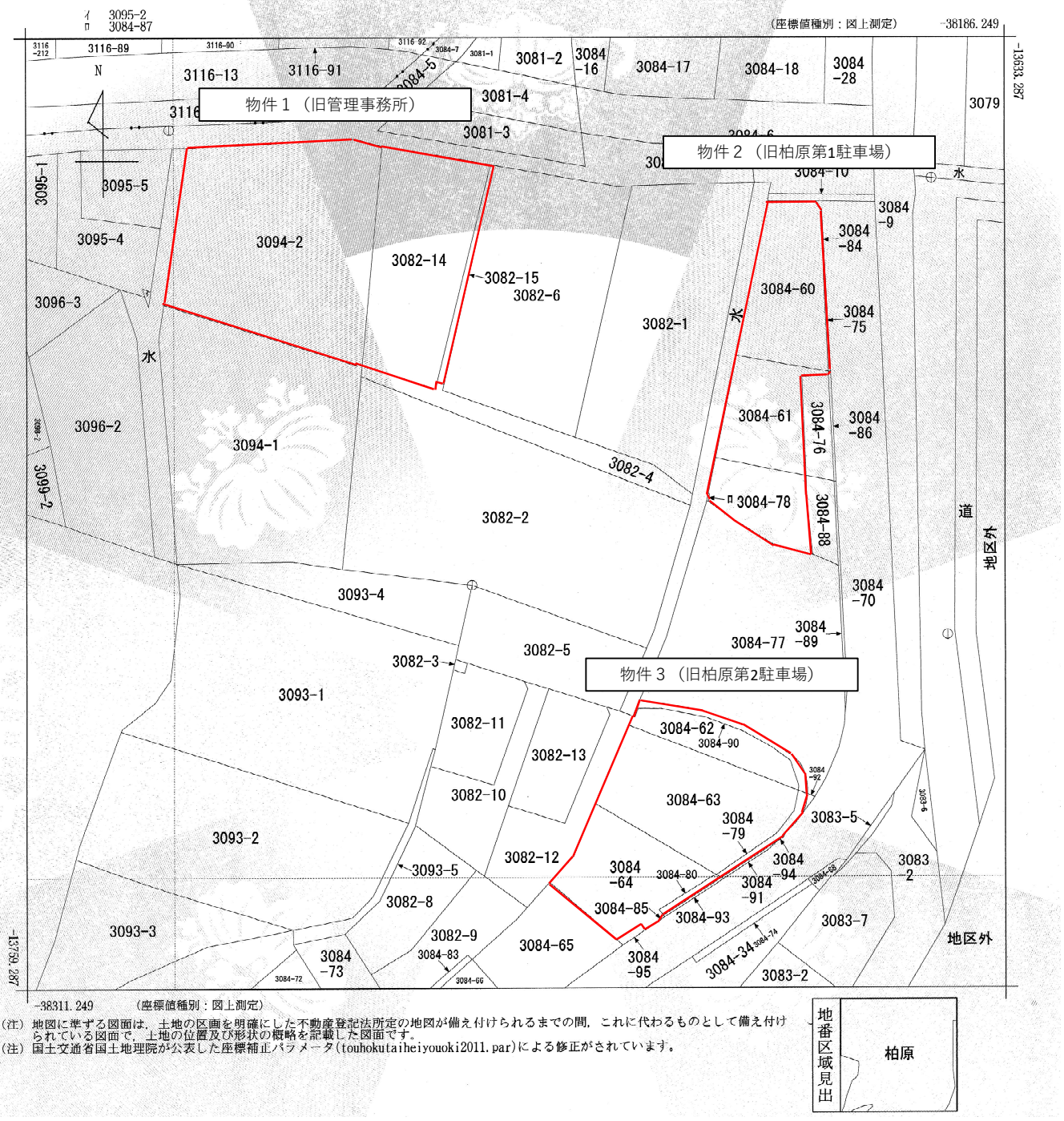
市町村	大字	字	地 番	地目		公簿 面積（㎡）	実測 面積（㎡）	土地価格	備考
				公簿	現況				
狭山市	柏原	川原	3094-2	宅地	宅地	658.45	658.45	—	（現況） 旧管理事務所
狭山市	柏原	川原	3082-14	宅地	宅地	370.06	370.06	—	（現況） 旧管理事務所
狭山市	柏原	川原	3082-15	宅地	宅地	20.53	20.53	—	（現況） 旧管理事務所
狭山市	柏原	川原	3084-60	宅地	宅地	204.96	204.96	—	（現況） 旧柏原第１駐車場
狭山市	柏原	川原	3084-61	宅地	宅地	146.25	144.58	—	（現況） 旧柏原第１駐車場
狭山市	柏原	川原	3084-75	宅地	宅地	3.03	3.19	—	（現況） 旧柏原第１駐車場
狭山市	柏原	川原	3084-78	宅地	宅地	109.43	109.74	—	（現況） 旧柏原第１駐車場
狭山市	柏原	川原	3084-62	宅地	宅地	93.14	89.63	—	（現況） 旧柏原第２駐車場
狭山市	柏原	川原	3084-63	宅地	宅地	283.24	282.52	—	（現況） 旧柏原第２駐車場
狭山市	柏原	川原	3084-64	宅地	宅地	186.60	186.60	—	（現況） 旧柏原第２駐車場
狭山市	柏原	川原	3084-79	宅地	宅地	15.91	15.91	—	（現況） 旧柏原第２駐車場
狭山市	柏原	川原	3084-80	宅地	宅地	7.61	7.61	—	（現況） 旧柏原第２駐車場
狭山市	柏原	川原	3084-90	宅地	宅地	20.11	20.11	—	（現況） 旧柏原第２駐車場
狭山市	柏原	川原	3084-94	公衆用道路	宅地	0.10	0.10	—	（現況） 旧柏原第２駐車場
計						2,119.42	2,113.99		

［別表第２］

建物明細書

市町村	大字	字	所在	家屋番号	種類	構造	床面積	物件価格	備考
狭山市	柏原	川原	3094番地2 3082番地14	3094-2	事務所	鉄骨造陸屋根2階建	1階　147.30㎡ 2階　112.74㎡		（現況） 旧管理事務所
狭山市	柏原	川原			便所	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	22.56㎡		（現況） 旧管理事務所
以下余白									

埼玉県道路公社　公社建物付き所有地の売払い　物件位置図



（注）地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。
（注）国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。

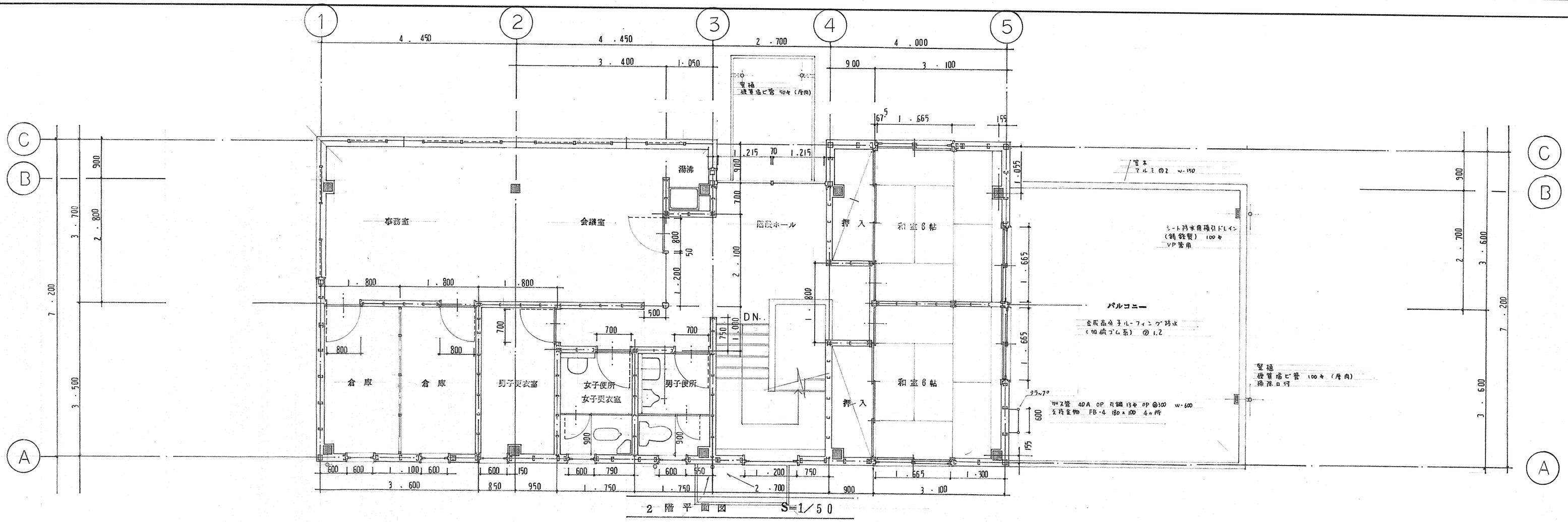
物件調書－1(旧管理事務所)

見積価格		46,000,000円 (内訳　土地 43,930,000 円、建物 2,070,000 円(税込))
土地	地番	狭山市柏原字川原3094番2、3082番14、3082番15
	地目	宅地(現況) 宅地(公簿)
	面積	1,049.04㎡ (実測) 1,049.04㎡ (公簿)
	現況	建付地
	形状	ほぼ台形
	道路付	南側／幅員7.55m舗装県道(堀兼根岸線) 北側／幅員6.2m舗装市道(E 第 514 号線)
建物	所在	狭山市柏原字川原3094番地2、3082番地14
	築年月	昭和62年2月24日
	構造	鉄骨造陸屋根2階建(事務所) 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建(便所)
	延床面積	(現況)260.04 ㎡(事務所)、22.56 ㎡(便所)
	その他	便所等あり
法令制限	用途	第一種住居地域(建ぺい率 60%、容積率 200%)、 第一種低層住居専用地域(建ぺい率 50%、容積率 80%)
	都市施設	なし
	建築制限	道路斜線・隣地斜線・北側斜線・日影規制
	防火地域	なし
	文化財	なし
	開発許可	狭山市開発審査課　04－2953－1111
私道の負担等		なし
給排施設	電気	なし。使用の際には電気を引く工事が必要。
	ガス	武州ガス(株)
	上水道	狭山市水道施設課 電話　04－2953－1111
	下水道	狭山市下水道施設課　電話　04－2953－1111
交通機関		西武新宿線新狭山駅まで約2.7km
公共機関		小学校　約700m　柏原小学校 中学校　約350m　柏原中学校
周辺状況		一般住宅、事務所等が混在する地域
特記事項		別紙のとおり

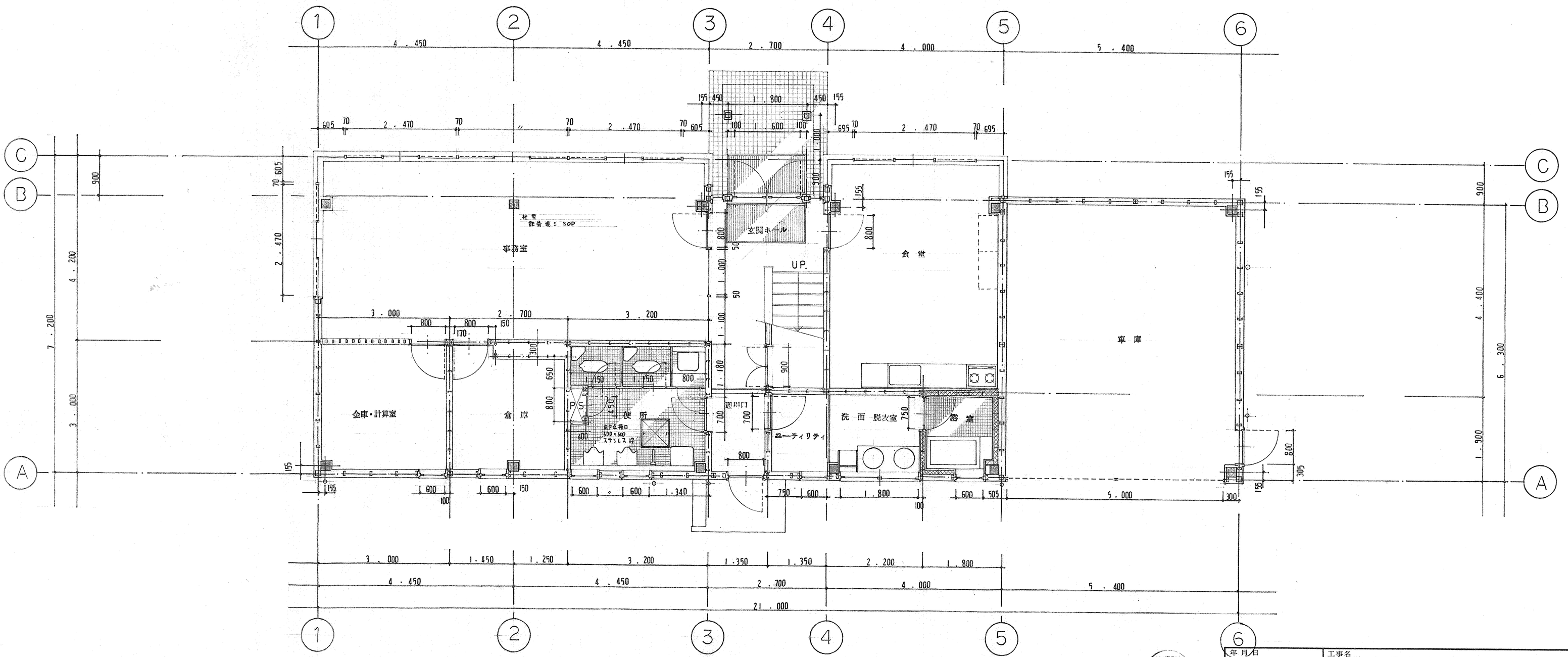
※この調書その他の添付資料はあくまで参考であり、現況を優先します。
　各自で必ず物件の調査をして御確認ください。

別紙（物件調書－1）

① 現況有姿での引渡となります。この調書その他の資料はあくまで参考であり、現況を優先します。
② 土地及び建物の補修、修繕等の記録は残っていません。
③ 確定測量実施済であり、地積測量図及び立会証明書があります。
④ 土壌調査及びアスベスト調査は未実施です。
⑤ アスベストが含有されている可能性が認められます。
⑥ 埼玉県道路公社は、この土地に係る瑕疵担保責任（契約不適合責任）（地中埋設物、土壌汚染、越境工作物等を含む。）を一切負いません。
⑦ 埼玉県道路公社は越境状態の解消等は行っていないので、越境物等があった場合は、落札者が越境物所有者と協議してください。
⑧ 敷地内に電柱あり。
⑨ 建築基準法第22条による区域です。
⑩ 狭山市の浸水ハザードマップによれば、入間川が浸水した場合に想定される水深は0．5m未満の区域に入ります。
⑪ 狭山市の土砂災害ハザードマップによれば、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の区域には入っていません。
⑫ 前面道路は南側、県道堀兼根岸線に接しており、間口は約 10mです。



2 階 平 面 図　　S=1/50



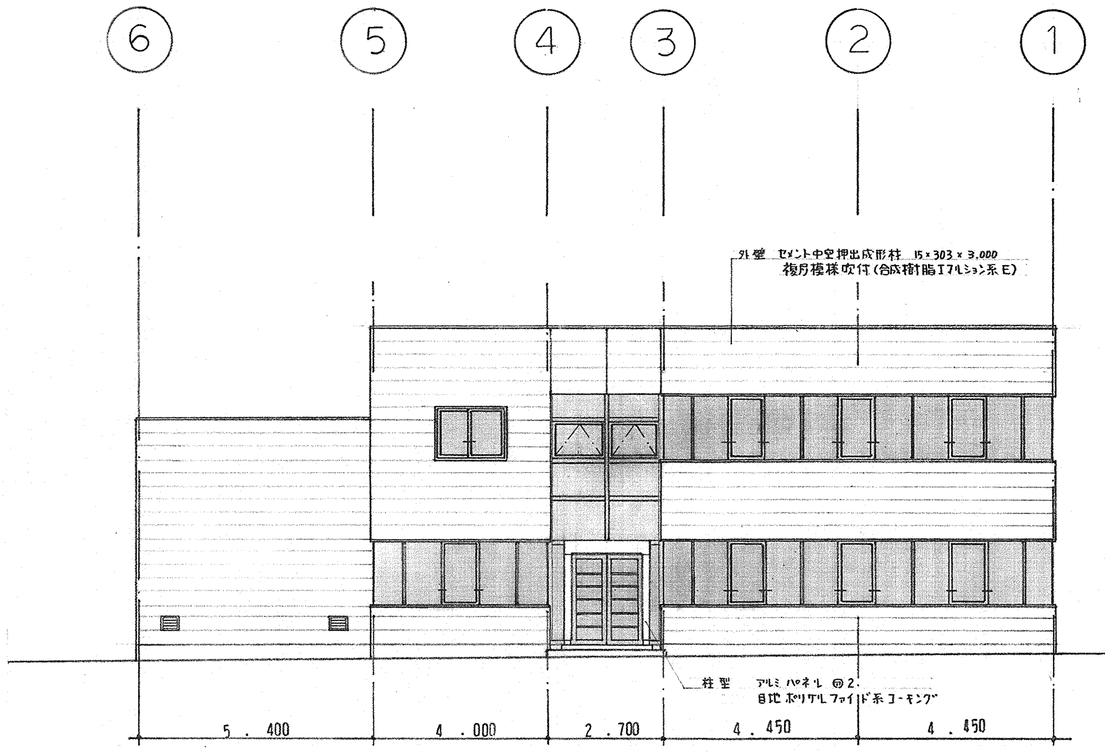
1 階 平 面 図　　S=1/50

CHECK 61.3.10 営繕課

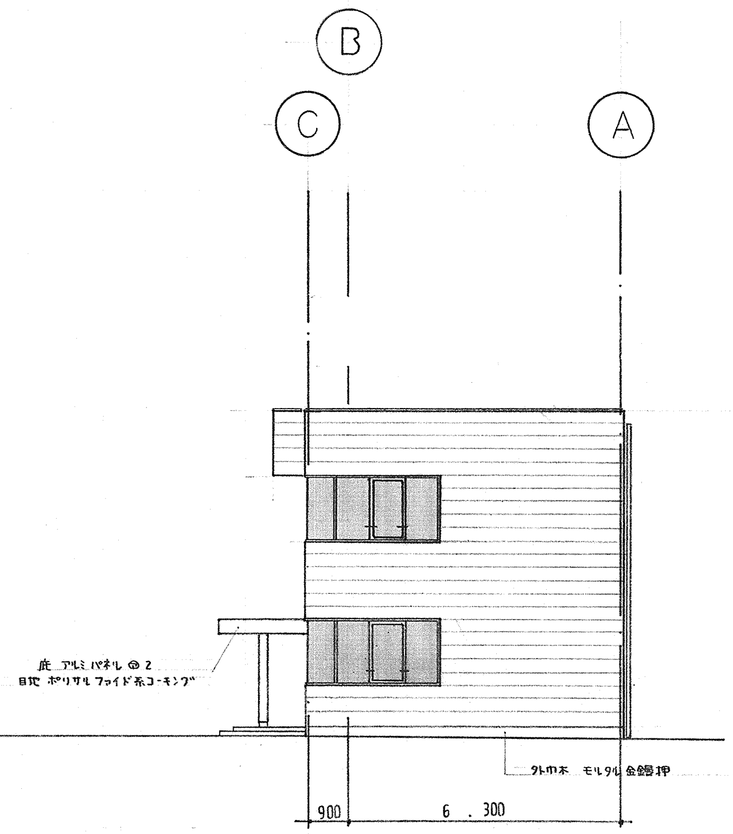
一級建築士大臣登録第57514号
鈴 木 喜 吾

年月日	工事名	狭山環状有料道路営繕工事	図面番号
校閲 担当 製図	図面名	1、2 階平面図	A — 6
	縮尺	S=1/50	

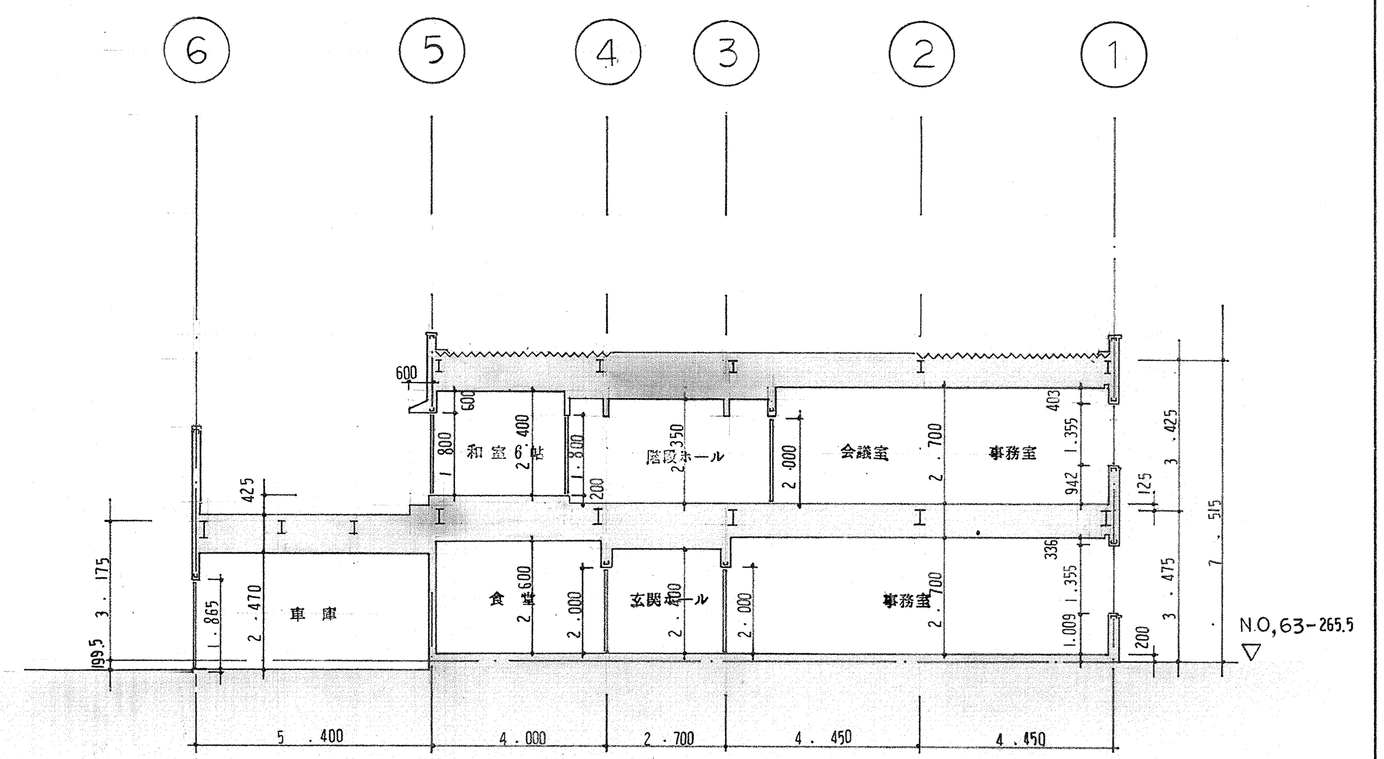
一級建築士事務所　株式会社 大石建築研究所



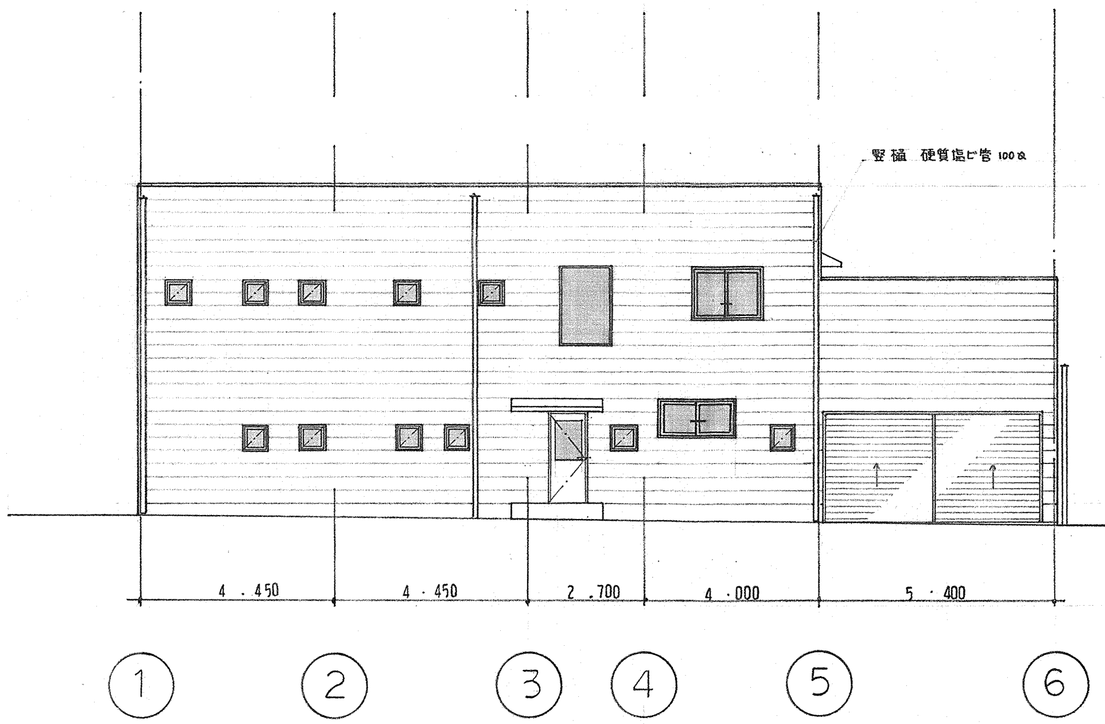
南 立 面 図



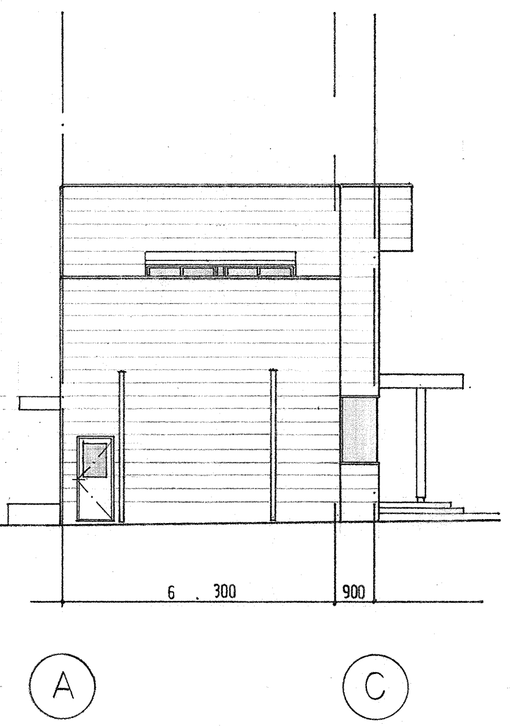
東 立 面 図



B 断 面 図

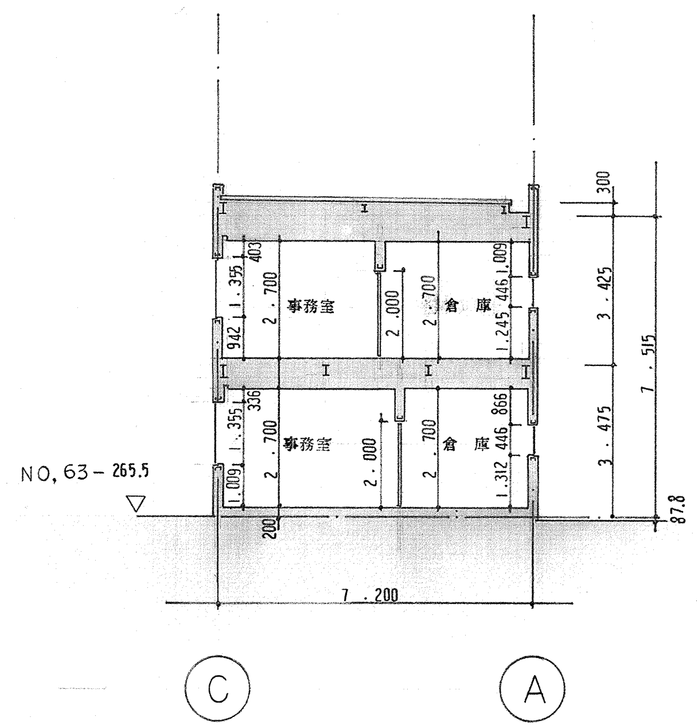


北 立 面 図



西 立 面 図

B



5 断 面 図

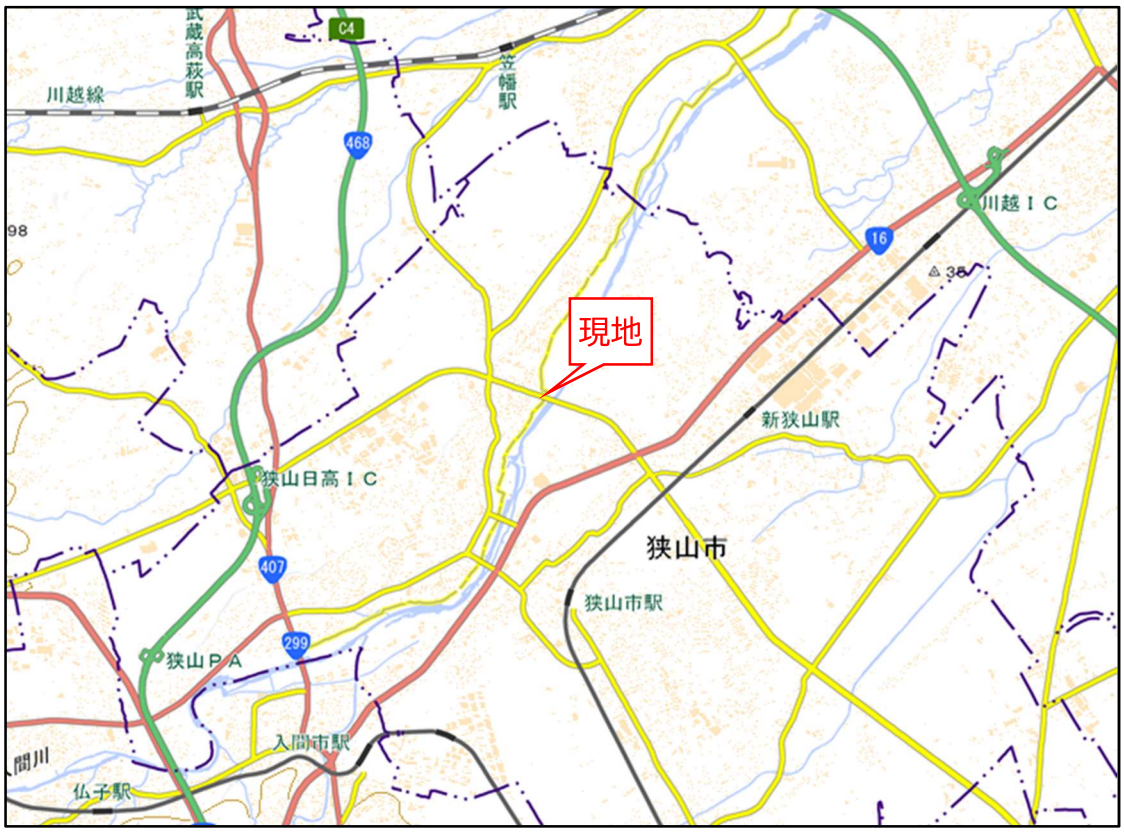
CHECK
61 3.10
営繕課

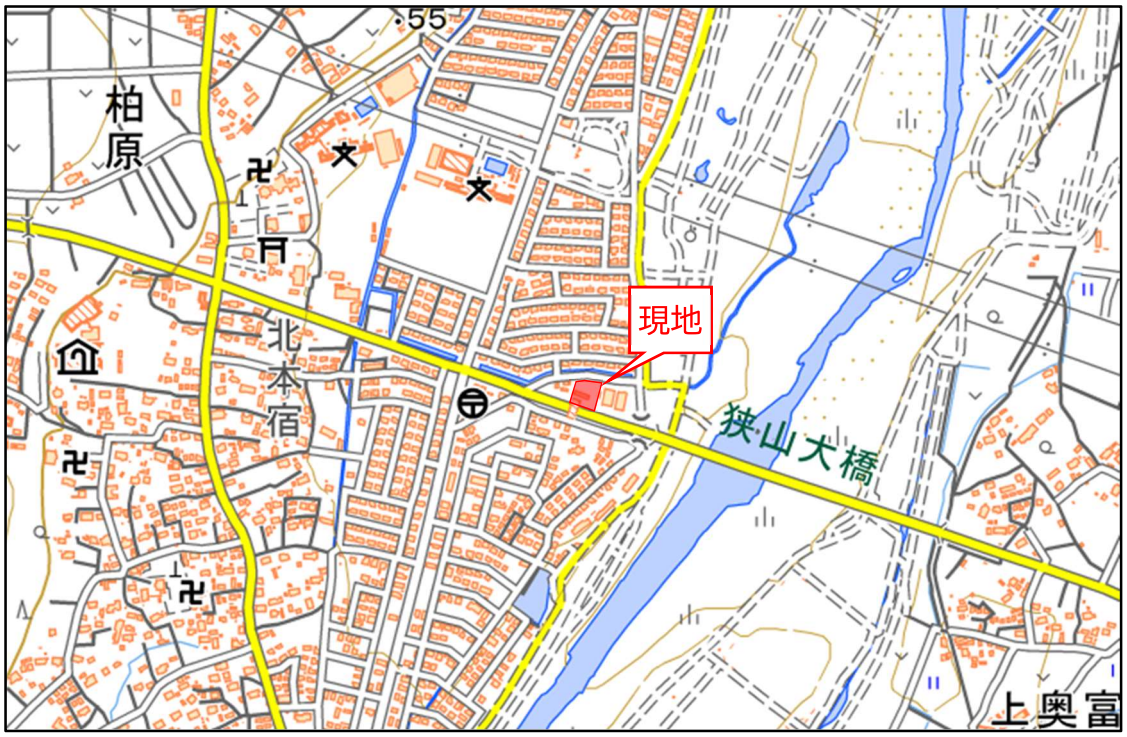
一級建築士大臣登録第57514号
鈴 木 茜 吾

年月日		工事名	図面番号
校閲 担当 製図		狭山環状有料道路営繕工事	
		図面名 立面図 断面図	A－7
		縮尺 S=1/100	

一級建築士事務所 株式会社 大石建築研究所

案内図･写真


武蔵高萩駅
川越線
C4
笠幡駅
468
98
川越ＩＣ
16
現地
新狭山駅
狭山日高ＩＣ
狭山市
407
狭山市駅
299
狭山ＰＡ
入間市駅
間川
仏子駅


55
柏原
北本宿
現地
狭山大橋
上奥富



南側から撮影



南東側から撮影



北側から撮影



屋外便所

物件調書－2（旧柏原第1駐車場）

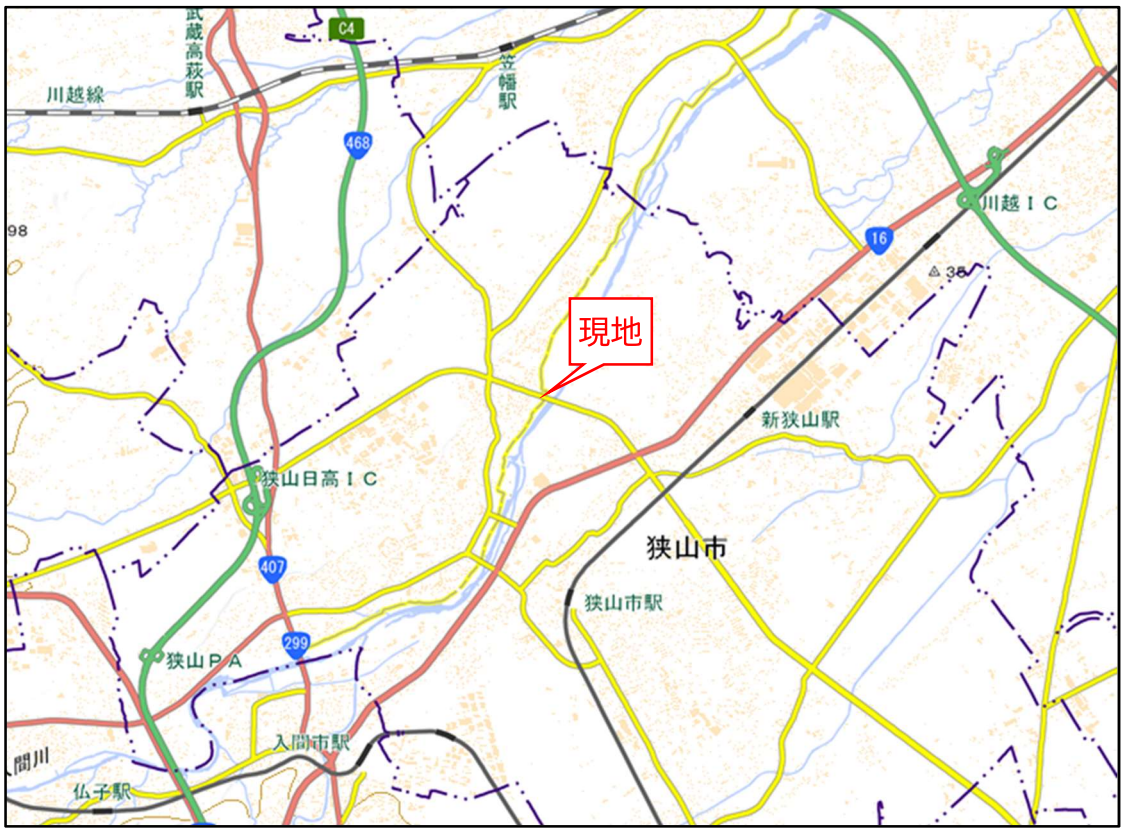
見積価格		15，200，000円
土地	地番	狭山市柏原字川原 3084 番60、3084 番61、3084 番75、3084 番78
	地目	宅地（現況） 宅地（公簿）
	面積	462.47 ㎡（実測） 463.67 ㎡ （公簿）
	現況	更地
	形状	不整形
	道路付	東側／幅員約7．0m舗装市道（E第511号線） 北側／幅員約6．2m舗装市道（E第514号線） 南側／7．55m舗装県道（堀兼根岸線）
法令制限	用途	第一種住居地域（建ぺい率 60％、容積率 200％）、 第一種低層住居専用地域（建ぺい率 50％、容積率 80％）
	都市施設	なし
	建築制限	道路斜線・隣地斜線・北側斜線・日影規制 柏原ニュータウン地区地区計画（A－1、B地区）
	防火地域	なし
	文化財	なし
	開発許可	狭山市開発審査課　04－2953－1111
私道の負担等		なし
給排施設	電気	なし。※使用の際には電気を引く工事が必要。
	ガス	武州ガス（株） ※使用の際にはガスを引く工事が必要。
	上水道	狭山市水道施設課 電話　04－2953－1111
	下水道	狭山市下水道施設課　電話　04－2953－1111
交通機関		西武新宿線新狭山駅まで約2．8km
公共機関		小学校　約800m　柏原小学校 中学校　約400m　柏原中学校
周辺状況		一般住宅、アパート等が混在する地域
特記事項		別紙のとおり

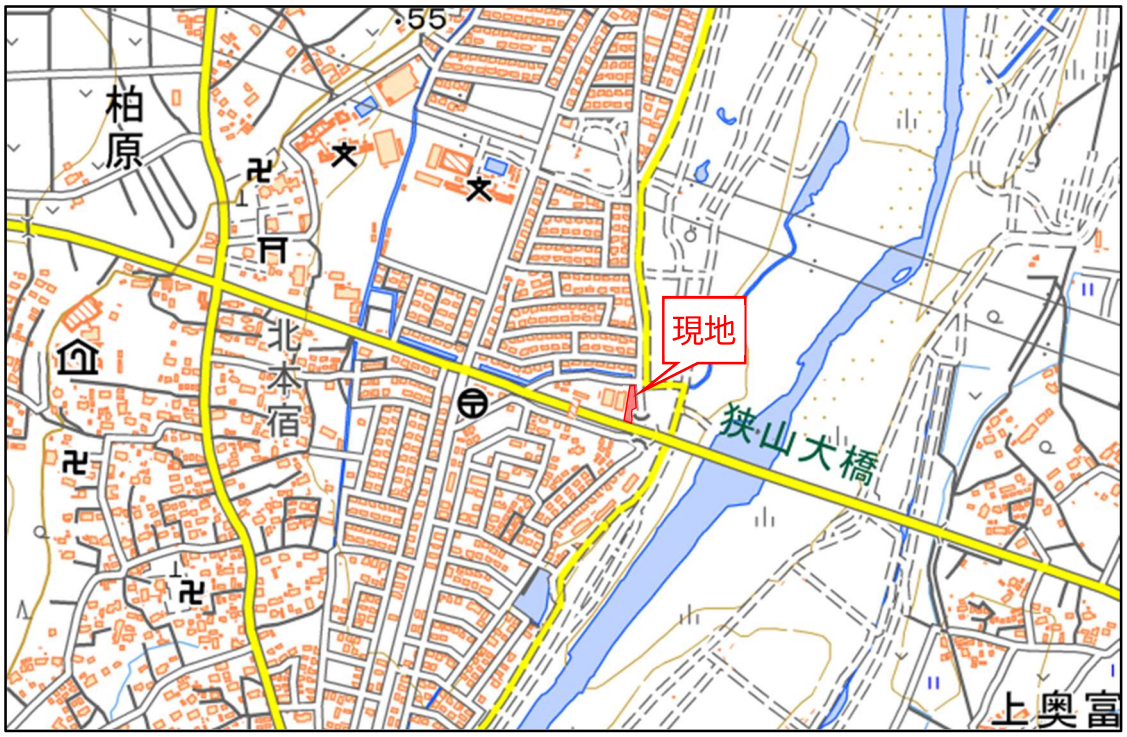
※この調書その他の添付資料はあくまで参考であり、現況を優先します。
各自で必ず物件の調査をして御確認ください。

別紙(物件調書－２)

① 現況有姿での引渡となります。この調書その他の資料はあくまで参考であり、現況を優先します。
② 土地に関する工事等の記録は残っていません。
③ 確定測量実施済であり、地積測量図及び立会証明書があります。
④ 土壌調査は未実施です。
⑤ 埼玉県道路公社は、この土地に係る瑕疵担保責任(契約不適合責任)(地中埋設物、土壌汚染、越境工作物等を含む。)を一切負いません。
⑥ 埼玉県道路公社は越境状態の解消等は行っていないので、越境物等があった場合は、落札者が越境物所有者と協議してください。
⑦ 敷地内に電柱あり。
⑧ 建築基準法第22条による区域です。
⑨ 東側の一部が河川保全区域(入間川)に該当します。
⑩ 狭山市の浸水ハザードマップによれば、入間川が浸水した場合に想定される水深は0．5m未満の区域に入ります。
⑪ 狭山市の土砂災害ハザードマップによれば、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の区域には入っていません。

案内図･写真


武蔵高萩駅
川越線
C4
笠幡駅
468
98
川越ＩＣ
16
現地
新狭山駅
狭山日高ＩＣ
狭山市
407
狭山市駅
299
狭山ＰＡ
入間市駅
間川
仏子駅


55
柏原
北本宿
現地
狭山大橋
上奥富



南東から現地を撮影



北東から現地を撮影



現地から南を撮影



北から現地を撮影

物件調書－3（旧柏原第2駐車場）

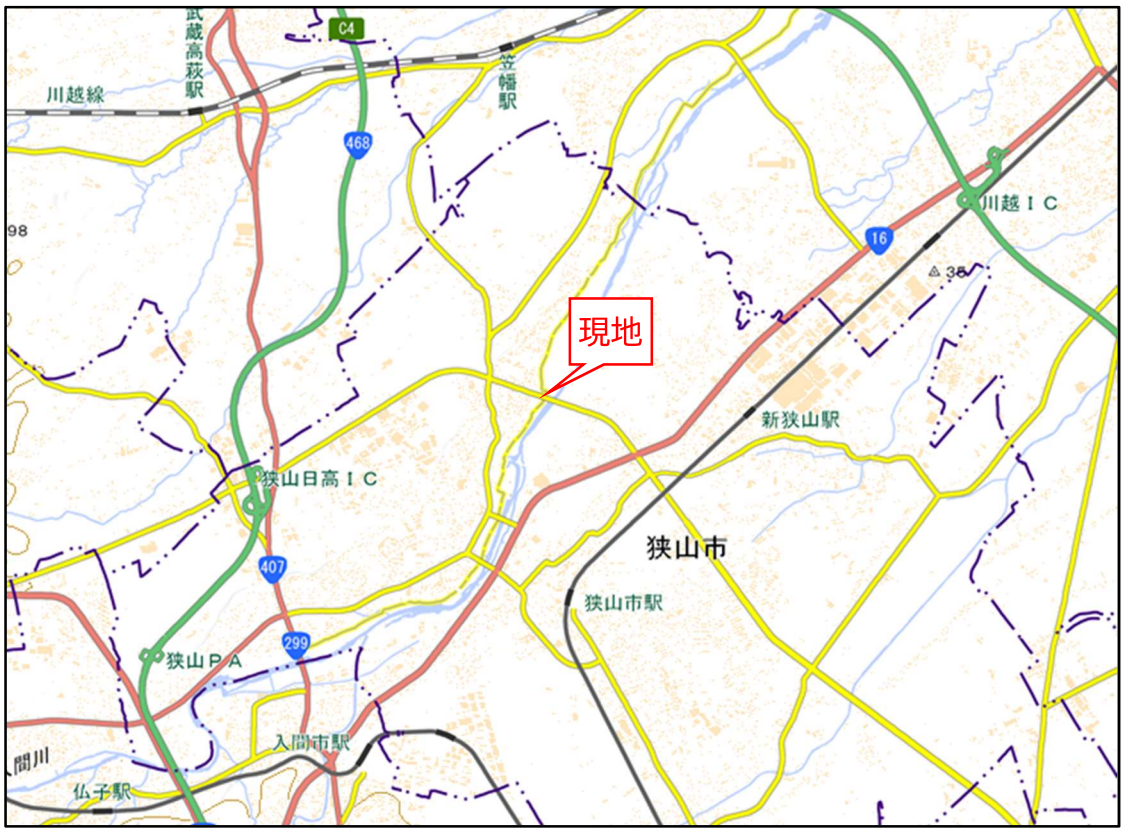
見積価格		29，100，000円
土地	地番	狭山市柏原字川原 3084 番62、3084 番63、3084 番64、 3084 番79、3084 番80、3084 番90、3084 番94
	地目	宅地（現況） 宅地・公衆用道路（公簿）
	面積	602.48 ㎡（実測） 606.71 ㎡ （公簿）
	現況	更地
	形状	不整形
	道路付	東側／幅員約6．8m舗装市道（E第511号線） 北側／幅員約4．5m舗装市道（E第710号線）
法令制限	用途	第一種住居地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）、 第一種低層住居専用地域（建ぺい率 50%、容積率 80%）
	都市施設	なし
	建築制限	道路斜線・隣地斜線・北側斜線・日影規制 柏原ニュータウン地区地区計画（A－1、B地区）
	防火地域	なし
	文化財	なし
	開発許可	狭山市開発審査課　04－2953－1111
私道の負担等		なし
給排施設	電気	なし。※使用の際には電気を引く工事が必要。
	ガス	武州ガス（株） ※使用の際にはガスを引く工事が必要。
	上水道	狭山市水道施設課 電話　04－2953－1111
	下水道	狭山市下水道施設課　電話　04－2953－1111
交通機関		西武新宿線新狭山駅まで約3．0km
公共機関		小学校　約800m　柏原小学校 中学校　約450m　柏原中学校
周辺状況		一般住宅、アパート等が混在する地域
特記事項		別紙のとおり

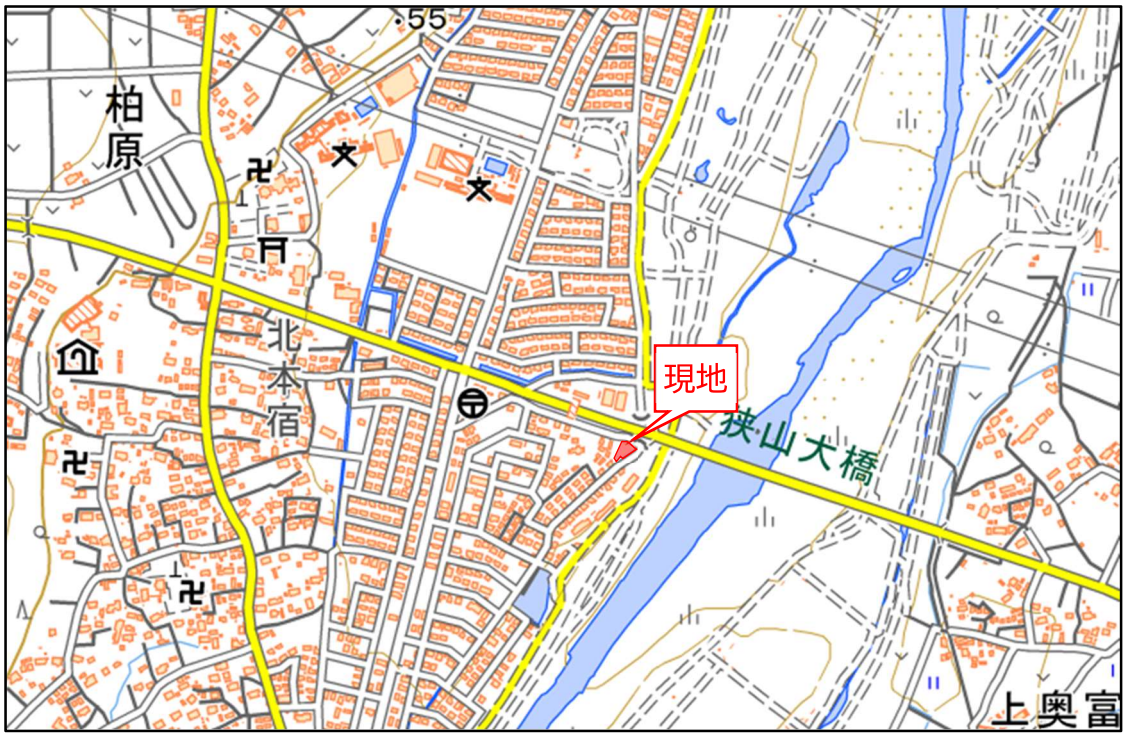
※この調書その他の添付資料はあくまで参考であり、現況を優先します。
　各自で必ず物件の調査をして御確認ください。

別紙(物件調書－３)

① 現況有姿での引渡となります。この調書その他の資料はあくまで参考であり、現況を優先します。
② 土地に関する工事等の記録は残っていません。
③ 確定測量実施済であり、地積測量図及び立会証明書があります。
④ 土壌調査は未実施です。
⑤ 埼玉県道路公社は、この土地に係る瑕疵担保責任(契約不適合責任)(地中埋設物、土壌汚染、越境工作物等を含む。)を一切負いません。
⑥ 埼玉県道路公社は越境状態の解消等は行っていないので、越境物等があった場合は、落札者が越境物所有者と協議してください。
⑦ 敷地内に電柱あり。
⑧ 建築基準法第22条による区域です。
⑨ 東側の一部が河川保全区域(入間川)に該当します。
⑩ 狭山市の浸水ハザードマップによれば、入間川が浸水した場合に想定される水深は0．5m未満の区域に入ります。
⑪ 狭山市の土砂災害ハザードマップによれば、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の区域には入っていません。

案内図･写真


武蔵高萩駅
川越線
C4
笠幡駅
468
98
川越ＩＣ
16
現地
新狭山駅
狭山日高ＩＣ
狭山市
407
狭山市駅
299
狭山ＰＡ
入間市駅
間川
仏子駅


55
柏原
北本宿
現地
狭山大橋
上奥富



北北西から現地を撮影



南から現地を撮影



北東から現地を撮影



北北西から現地を撮影

参考契約手続の御案内

概ね次の順に行います。ただし、2 と3 については、順番が前後することがあります。

1 契約書について

契約書を2部送付しますので、2部とも必要事項を記入・押印（実印）してください。
うち1部の余白に収入印紙を貼付の上、割印（実印）し、割印した1部を当課あて提出してください。

2 契約保証金について

請求書を送付しますので、契約保証金から入札保証金を差し引いた額を契約締結日から14日以内に金融機関の窓口で納付してください。

納付後、納付が確認できる書類の写しを郵送、メール等で埼玉県道路公社あて送信してください。

3 代金の残金について

残代金の請求書を送付しますので、契約締結日から起算して60日以内に金融機関の窓口で納付してください。

納付の後、納付が確認できる書類の写しを郵送、メール等で当課あて送信してください。（所有権移転日は残代金の納付と下記4の納付及び移転登記に必要な書類の提出がすべて揃った日となります。）

4 登録免許税について

埼玉県道路公社から金額をお知らせしますので、金融機関の窓口で納付してください（納付書は最寄りの税務署又は銀行窓口にあります）。

納付の後、登録免許税領収証書の原本を当課あて郵送してください。

5 所有権移転登記について

埼玉県道路公社で所有権移転登記の手続き（約1か月間を見込んでいます。）を行いますので、次の（1） から（3） の書類を提出してください。

（1）残代金の納納付が確認できる書類の写し（上記3で提出済）
（2）登録免許税領収証書の原本（郵送）（上記4で提出済）
（3）個人の場合は「住民票」、法人の場合は「代表者事項証明書（資格証明書）」（郵送）

6 登記識別情報について

所有権移転登記が済みましたら、登記識別情報等の書類を埼玉県道路公社からお渡しします。

7 入札結果の公表及び情報公開請求等への対応について

入札結果の確定後、落札者名、落札金額及び入札参加者数を公社ホームページにて公開しますので、あらかじめ御了承ください。なお、落札者が個人の場合は、個人名を非公開とし、落札金額のみを公開します。

また、この契約について情報公開請求等があった場合は、埼玉県道路公社の規程等に基づき対応いたしますので、御承知おきください。_

（法人･団体用）

質　　問　　書

令和　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県道路公社理事長

住　　所

商号又は名称

代　表　者　　印

入札公告に示された公社建物付き所有地の売払いについて、不明な箇所がありますので質問します。

連絡先
（１）担当者所属・氏名

（２）電話番号

要領頁	質　　問　　内　　容

※質問欄が不足するときは適宜追加するとともに右下に●／■と枚数が分かるように示すこと

（個人用）

質　　問　　書

令和　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県道路公社理事長

住　　所
氏　　名　　印

入札公告に示された公社建物付き所有地の売払いについて、不明な箇所がありますので質問します。

連絡先
（１）氏名

（２）電話番号

要領頁	質　　問　　内　　容

※質問欄が不足するときは適宜追加するとともに右下に●／■と枚数が分かるように示すこと

（法人･団体用）

入札参加申込書

令和　年　月　日

（あて先）
埼玉県道路公社　理事長

住　　所
商号又は名称
代　表　者　　印

令和　年　月　日実施、公社建物付き所有地の売払い一般競争入札参加要領及び関連資料の内容を熟知し、承知した上、入札に参加したいので申し込みます。

なお、要領に示す参加資格のすべてを満たすとともに、入札に関する一切の申し立てを行わないことを誓約します。

入札対象物件

分類	地番	現況地目 （公簿地目）	実測面積　㎡ （公簿面積　㎡）	備考
土地	狭山市柏原字川原 3094 番 2 外2筆	宅地 （宅地）	1，094.04 ㎡ （1，094.04 ㎡）	（現況） 旧管理事務所
	狭山市柏原字川原 3084 番60外3筆	宅地 （宅地）	462.47 ㎡ （463．67㎡）	（現況） 旧柏原第1駐車場
	狭山市柏原字川原 3084番 62 外6筆	宅地 （宅地外）	602.48㎡ （606.71 ㎡）	（現況） 旧柏原第2駐車場

分類	所在	構造	延床面積(㎡)	備考
建物	狭山市柏原字川原 3094 番地 2、 3082 番地 14	鉄骨造陸屋根2階建 鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	260.04 ㎡(事務所) 22.56 ㎡(便所)	（現況） 旧管理事務所

＜本入札に係る連絡先＞

担当部署名	
（ふりがな） 担当者氏名	
電話番号	
ＦＡＸ番号	
電子メールアドレス	

※平日及び日中に連絡が取れる担当者氏名及び連絡先をすべて記載してください。

入札保証金振込予定日：令和４年　　月　　日
※入札保証金の振込が完了しているときは振込日を記載すること。

（個人用）

入札参加申込書

令和　年　月　日

（あて先）
埼玉県道路公社　理事長

住　　所
氏　　名　　印

令和　年　月　日実施、公社建物付き所有地の売払い一般競争入札参加要領及び関連資料の内容を熟知し、承知した上、入札に参加したいので申し込みます。

なお、要領に示す参加資格のすべてを満たすとともに、入札に関する一切の申し立てを行わないことを誓約します。

入札対象物件

分類	地番	現況地目 （公簿地目）	実測面積　㎡ （公簿面積　㎡）	備考
土地	狭山市柏原字川原 3094 番 2 外2筆	宅地 （宅地）	1,094.04 ㎡ （1,094.04 ㎡）	（現況） 旧管理事務所
	狭山市柏原字川原 3084 番60外3筆	宅地 （宅地）	462.47 ㎡ （463.67㎡）	（現況） 旧柏原第1駐車場
	狭山市柏原字川原 3084番 62 外6筆	宅地 （宅地外）	602.48㎡ （606.71 ㎡）	（現況） 旧柏原第2駐車場

分類	所在	構造	延床面積(㎡)	備考
建物	狭山市柏原字川原 3094 番地 2、 3082 番地 14	鉄骨造陸屋根2階建 鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	260.04 ㎡(事務所) 22.56 ㎡(便所)	（現況） 旧管理事務所

＜本入札に係る連絡先＞

電話番号	
ＦＡＸ番号	
電子メールアドレス	

※平日及び日中に連絡が取れる連絡先をすべて記載してください。

入札保証金振込予定日：令和４年　　月　　日
※入札保証金の振込が完了しているときは振込日を記載すること。

（法人･団体用）

入　札　書

1 入札対象物件

分類	地番	現況地目 （公簿地目）	実測面積　㎡ （公簿面積　㎡）	備考
土地	狭山市柏原字川原 3094 番 2 外2筆	宅地 （宅地）	1,094.04 ㎡ （1,094.04 ㎡）	（現況） 旧管理事務所
	狭山市柏原字川原 3084 番60外3筆	宅地 （宅地）	462.47 ㎡ （463.67㎡）	（現況） 旧柏原第1駐車場
	狭山市柏原字川原 3084番 62 外6筆	宅地 （宅地外）	602.48㎡ （606.71 ㎡）	（現況） 旧柏原第2駐車場

分類	所在	構造	延床面積(㎡)	備考
建物	狭山市柏原字川原 3094 番地 2、 3082 番地 14	鉄骨造陸屋根2階建 鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	260.04 ㎡(事務所) 22.56 ㎡(便所)	（現況） 旧管理事務所

2 入札金額　総額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

うち建物代金に含まれる消費税相当額

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

※日本円で記載すること。金額は算用数字で記入し、頭部に￥を付記すること。

※総額のうち、建物の額は消費税を含んだ額とすること。

くじ番号 （３桁の数字を必ず記入）			

3 利用目的　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

公社建物付き所有地の売払い一般競争入札参加要領及び関連資料の内容を熟知し、承知したので入札します。

令和　　年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

代　表　者　　印

上記、代理人　氏　　名　　印

※代理人による入札の場合の印は、代理人印のみでよい。

※代理人による入札の場合は、委任状も添付する。

（あて先）

埼玉県道路公社　理事長

（個人用）

入　札　書

1 入札対象物件

分類	地番	現況地目 （公簿地目）	実測面積　㎡ （公簿面積　㎡）	備考
土地	狭山市柏原字川原 3094 番 2 外2筆	宅地 （宅地）	1,094.04 ㎡ （1,094.04 ㎡）	（現況） 旧管理事務所
	狭山市柏原字川原 3084 番60外3筆	宅地 （宅地）	462.47 ㎡ （463.67㎡）	（現況） 旧柏原第1駐車場
	狭山市柏原字川原 3084番 62 外6筆	宅地 （宅地外）	602.48㎡ （606.71 ㎡）	（現況） 旧柏原第2駐車場

分類	所在	構造	延床面積(㎡)	備考
建物	狭山市柏原字川原 3094 番地 2、 3082 番地 14	鉄骨造陸屋根2階建 鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	260.04 ㎡(事務所) 22.56 ㎡(便所)	（現況） 旧管理事務所

2 入札金額　総額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

うち建物代金に含まれる消費税相当額

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

※日本円で記載すること。金額は算用数字で記入し、頭部に￥を付記すること。

※総額のうち、建物の額は消費税を含んだ額とすること。

くじ番号 （３桁の数字を必ず記入）			

3 利用目的　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

公社建物付き所有地の売払い一般競争入札参加要領及び関連資料の内容を熟知し、承知したので入札します。

令和　年　月　日

住　　所

氏　　名　　印

上記、代理人

氏　　名　　印

※代理人による入札の場合の印は、代理人印のみでよい。

※代理人による入札の場合は、委任状も添付する。

（あて先）

埼玉県道路公社　理事長

（法人・団体用）

委　任　状

私は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　を代理人と定め、下記の入札対象物件の入札に関する一切の権限を委任します。

入札対象物件入札対象物件

分類	地番	現況地目 （公簿地目）	実測面積　㎡ （公簿面積　㎡）	備考
土地	狭山市柏原字川原 3094 番 2 外2筆	宅地 （宅地）	1，094.04 ㎡ （1，094.04 ㎡）	（現況） 旧管理事務所
	狭山市柏原字川原 3084 番60外3筆	宅地 （宅地）	462.47 ㎡ （463．67㎡）	（現況） 旧柏原第1駐車場
	狭山市柏原字川原 3084番 62 外6筆	宅地 （宅地外）	602.48㎡ （606.71 ㎡）	（現況） 旧柏原第2駐車場

分類	所在	構造	延床面積（㎡）	備考
建物	狭山市柏原字川原 3094 番地 2、 3082 番地 14	鉄骨造陸屋根2階建 鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	260.04 ㎡（事務所） 22.56 ㎡（便所）	（現況） 旧管理事務所

令和　　年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

代　表　者　　印

（あて先）

埼玉県道路公社　理事長

（個人用）

委　任　状

私は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　を代理人と定め、下記の入札対象物件の入札に関する一切の権限を委任します。

入札対象物件

分類	地番	現況地目 （公簿地目）	実測面積　㎡ （公簿面積　㎡）	備考
土地	狭山市柏原字川原 3094 番 2 外2筆	宅地 （宅地）	1，094.04 ㎡ （1，094.04 ㎡）	（現況） 旧管理事務所
	狭山市柏原字川原 3084 番60外3筆	宅地 （宅地）	462.47 ㎡ （463．67㎡）	（現況） 旧柏原第1駐車場
	狭山市柏原字川原 3084番 62 外6筆	宅地 （宅地外）	602.48㎡ （606.71 ㎡）	（現況） 旧柏原第2駐車場

分類	所在	構造	延床面積（㎡）	備考
建物	狭山市柏原字川原 3094 番地 2、 3082 番地 14	鉄骨造陸屋根2階建 鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	260.04 ㎡（事務所） 22.56 ㎡（便所）	（現況） 旧管理事務所

令和　　年　　月　　日

住　　所

氏　　名　　印

（あて先）

埼玉県道路公社　理事長

（法人・団体用）

入 札 辞 退 届

令和　年　月　日

（あて先）
埼玉県道路公社　理事長

住　　所

商号又は名称

代　表　者　　印

入札参加申込みを行った下記の物件の入札について、辞退します。

入札対象物件

分類	地番	現況地目 （公簿地目）	実測面積　㎡ （公簿面積　㎡）	備考
土地	狭山市柏原字川原 3094 番 2 外2筆	宅地 （宅地）	1，094.04 ㎡ （1，094.04 ㎡）	（現況） 旧管理事務所
	狭山市柏原字川原 3084 番60外3筆	宅地 （宅地）	462.47 ㎡ （463．67㎡）	（現況） 旧柏原第1駐車場
	狭山市柏原字川原 3084番 62 外6筆	宅地 （宅地外）	602.48㎡ （606.71 ㎡）	（現況） 旧柏原第2駐車場

分類	所在	構造	延床面積（㎡）	備考
建物	狭山市柏原字川原 3094 番地 2、 3082 番地 14	鉄骨造陸屋根2階建 鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	260.04 ㎡（事務所） 22.56 ㎡（便所）	（現況） 旧管理事務所

（個人用）

入 札 辞 退 届

令和　年　月　日

（あて先）
埼玉県道路公社　理事長

住　　所

氏　　名　　印

入札参加申込みを行った下記の物件の入札について、辞退します。

入札対象物件

分類	地番	現況地目 （公簿地目）	実測面積　㎡ （公簿面積　㎡）	備考
土地	狭山市柏原字川原 3094 番 2 外2筆	宅地 （宅地）	1,094.04 ㎡ （1,094.04 ㎡）	（現況） 旧管理事務所
	狭山市柏原字川原 3084 番60外3筆	宅地 （宅地）	462.47 ㎡ （463.67㎡）	（現況） 旧柏原第1駐車場
	狭山市柏原字川原 3084番 62 外6筆	宅地 （宅地外）	602.48㎡ （606.71 ㎡）	（現況） 旧柏原第2駐車場

分類	所在	構造	延床面積(㎡)	備考
建物	狭山市柏原字川原 3094 番地 2、 3082 番地 14	鉄骨造陸屋根2階建 鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	260.04 ㎡(事務所) 22.56 ㎡(便所)	（現況） 旧管理事務所

（法人･団体用）

入札保証金返金請求書

令和　年　月　日

（あて先）
埼玉県道路公社　理事長

住　　所

商号又は名称

代　表　者　　印

下記の物件の入札参加申込みにおいて納付した入札保証金￥4,515,000 円について、返金を請求しますので下記の金融機関へ振込みしてください。

入札対象物件

分類	地番	現況地目 （公簿地目）	実測面積　㎡ （公簿面積　㎡）	備考
土地	狭山市柏原字川原 3094 番 2 外2筆	宅地 （宅地）	1, 094.04 ㎡ （1, 094.04 ㎡）	（現況） 旧管理事務所
	狭山市柏原字川原 3084 番60外3筆	宅地 （宅地）	462.47 ㎡ （463. 67㎡）	（現況） 旧柏原第1駐車場
	狭山市柏原字川原 3084番 62 外6筆	宅地 （宅地外）	602.48㎡ （606.71 ㎡）	（現況） 旧柏原第2駐車場

分類	所在	構造	延床面積(㎡)	備考
建物	狭山市柏原字川原 3094 番地 2、 3082 番地 14	鉄骨造陸屋根2階建 鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	260.04 ㎡(事務所) 22.56 ㎡(便所)	（現況） 旧管理事務所

＜入札保証金の返金先＞

金融機関名	
本店・支店名	
口座種別（普通・当座）	
口座番号	
カタカナ 口座名義人	

（個人用）

入札保証金返金請求書

令和　年　月　日

（あて先）
埼玉県道路公社　理事長

住　　所

氏　　名　　印

下記の物件の入札参加申込みにおいて納付した入札保証金￥4,515,000 円について、返金を請求しますので下記の金融機関へ振込みしてください。

入札対象物件

分類	地番	現況地目 （公簿地目）	実測面積　㎡ （公簿面積　㎡）	備考
土地	狭山市柏原字川原 3094 番 2 外2筆	宅地 （宅地）	1,094.04 ㎡ （1,094.04 ㎡）	（現況） 旧管理事務所
	狭山市柏原字川原 3084 番60外3筆	宅地 （宅地）	462.47 ㎡ （463.67㎡）	（現況） 旧柏原第1駐車場
	狭山市柏原字川原 3084番 62 外6筆	宅地 （宅地外）	602.48㎡ （606.71 ㎡）	（現況） 旧柏原第2駐車場

分類	所在	構造	延床面積(㎡)	備考
建物	狭山市柏原字川原 3094 番地 2、 3082 番地 14	鉄骨造陸屋根2階建 鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	260.04 ㎡(事務所) 22.56 ㎡(便所)	（現況） 旧管理事務所

＜入札保証金の返金先＞

金融機関名	
本店・支店名	
口座種別（普通・当座）	
口座番号	
カタカナ 口座名義人	

別紙1

郵送による入札方法

令和4年9月　埼玉県道路公社

1. 入札参加申込書の提出

・定められた期日までに到着するよう郵送する。入札参加申込書の外に連絡が取れる担当者の名刺又は所属、氏名、連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）が分かる書類（１部）を同封する。
・持参による提出は受け付けない。
・申込書の到着は、公告文にある問い合わせ先へ電話にて確認する。（必須）
・申込書の収受は、電話確認をもって収受とみなすため、入札参加者へ収受を証する書類は発行しない。
・期日までに到着しない場合は参加を希望しないものとみなす。

2. 質問書の提出

・定められた期日までに所定の様式を電子メールにて送信する。
・所定の様式はＰＤＦ形式にするなどファイル形式は変更しない。
・電子メールの件名は下記の例のとおり、案件名、質問書の送付と記載する。
〔件名例〕（案件名）質問書の送付
・電子メールの本文には連絡が取れる担当者の氏名、連絡先電話番号、連絡先電子メールアドレスを記載する。
・電子メールの送付先は、問い合わせ先にあるアドレスへ送付する。
・到着を公告にある問い合わせ先へ電話にて確認する。（必須）
・質問書の収受は、電話確認をもって収受とみなすため、質問者へ収受を証する書類の発行や返信の電子メールは送信しない。
・期日及び時間までに到着しない又は期日及び時間を超えて到着した質問書は無効とする。（公社が使用する電子メールにある日時で判断する。）
・公社側が停電等により電子メールを受信できない場合のみ、ＦＡＸで質問を受け付ける。（受信できないことの判断は電話による到着確認時の状況により公社が判断し、質問者へ指示する。）
・質問の回答は、公社ホームページに掲載する。なお、この回答は参加者全員に適用されるため、参加者は確認すること。

3. 入札書の提出

(1) 入札書の郵送における注意事項

・定められた期日までに到着するよう一般書留又は簡易書留で郵送する。ただし、配達時間指定郵便、レターパックは除く。

・到着を公告文にある問い合わせ先へ電話にて確認する。(必須)

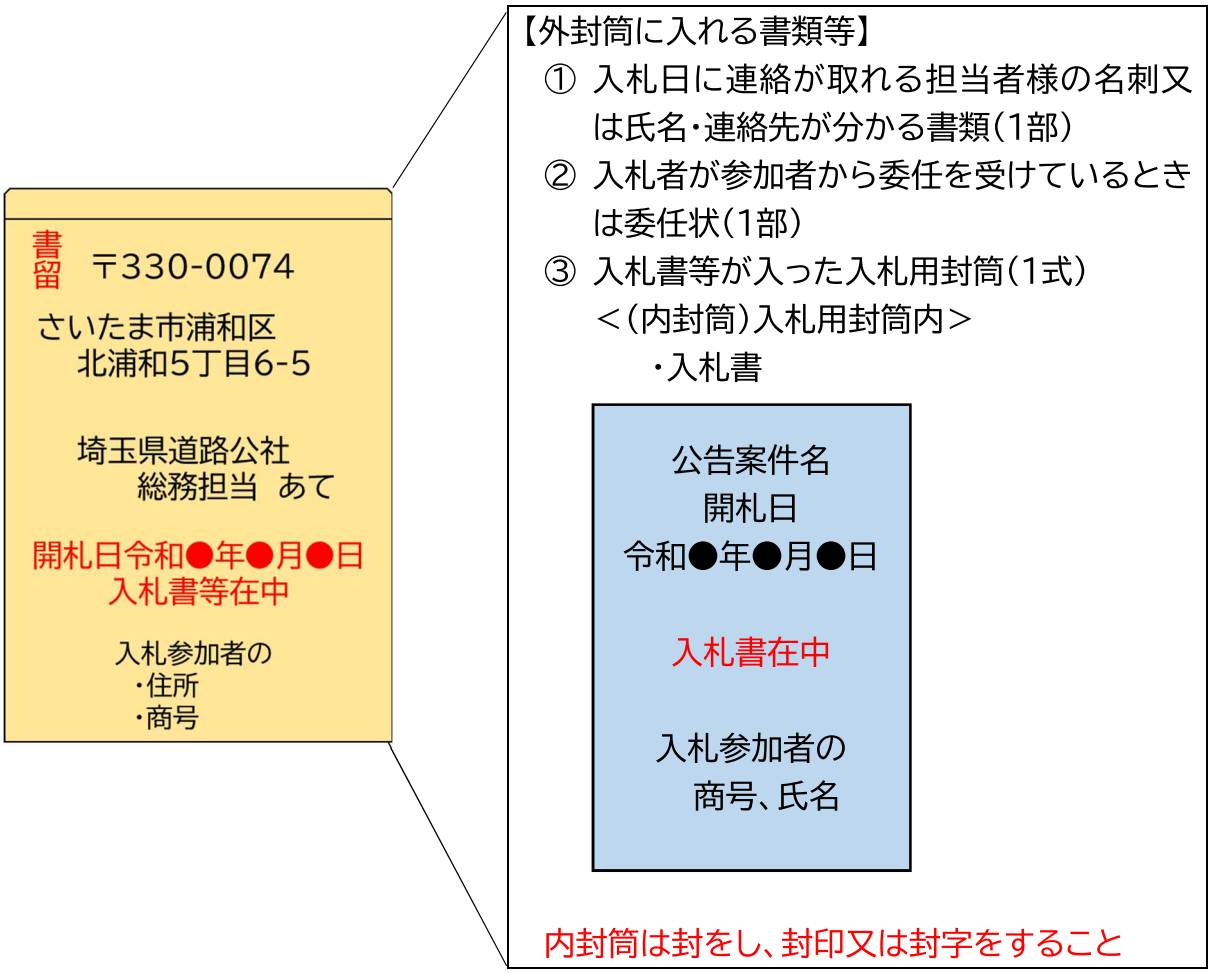
・入札書の収受は、電話確認をもって収受とみなすため、入札参加者へ収受を証する書類の発行や返信の電子メールは送信しない。

・期日までに到着しない場合は失格したものとみなす。

(2) 入札(郵送)方法

・下記のとおり、必要事項を記載した封筒に各書類等を同封して郵送する。

・再度提出や持参による提出、期日を過ぎた提出は、失格とする。



4. 開札方法

・郵送による開札を行う場合、入札参加者の開札立会は行わず、公社の入札業務担当者以外で主幹以上の職員１名を立会者として同席させる。

・同額で入札者となった場合には、「郵便入札における「くじ」の方法について」にて決定する。

・上記以外は、通常の入札業務と同様に執行する。

5. 入札の辞退方法

・入札日前日までに到着する郵送が可能な場合は、入札辞退届を郵送する。

・上記のとき、到着を公告文にある問い合わせ先へ電話にて確認する。（必須）

・入札日（又は入札日の前日以降）の場合は、公告文にある入札時間までに入札辞退届又はその旨を明記した入札書を公社へ持参する。

6. 落札候補者への連絡と必要書類の提出

・開札結果は、入札結果の確定後、落札者名、落札金額及び入札参加者数を公社ホームページにて公開する。

・落札候補者となった者は、指定された期日までに必要書類を持参又は郵送にて提出する。

・郵送による提出の場合は、到着を公告文にある問い合わせ先へ電話にて確認する。（必須）

・必要書類の収受は、電話確認又は直接受取りをもって収受とみなすため、落札候補者へ収受を証する書類は発行しない。

・期日までに必要書類の提出が無いときは、落札候補者から除外する。

7. その他

・埼玉県道路公社・埼玉県土地開発公社一般競争入札（事後審査型）試行要綱及び公告文、本入札方法に定めが無く不明な点については、公告文にある問い合わせ先へ電話にて確認を行うものとする。

・上記により入札方法等に変更や参加者へ周知の必要があるときは、道路公社ホームページの入札情報に掲載して周知を行うため、参加者は随時確認を行うこと。

・入札及び契約等にかかる提出書類について、事務の省力化の観点から押印を省略できるものがある。詳しくは下記ホームページを参照すること。

https://www.tollroad-saitama.or.jp/information/entry_908/

以上

別紙２　郵便入札における「くじ」の方法について

郵便入札に基づく「くじ」の方法は次のとおりとする。

１　入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄に、入札書提出時にあらかじめ任意の３桁の数字「000～999」を記入（「0」の桁も記入が必要）。

なお、記入の無い場合や１文字でも判読できない数字がある場合、「999」の数字を記載したものとみなす。

２　くじの手順

（１）同額入札者に、「書留お問い合わせ番号」（11桁）の下４桁の小さいものから順に「抽選番号」（0,1,2,3・・・）を付与する。

※下４桁が同一数字の場合は、下５桁目以降高い桁の数字を順次参照する。

（２）入札書に記載された「くじ番号」と「書留お問い合せ番号（下6桁から下4桁まで）」を合計し、その合計額を同額入札者の数で除し、「余り」を算出する。

（３）上記（１）の「抽選番号」と上記（２）の「余り」が一致したものを落札者とする。

●「書留お問い合わせ番号」とは

郵便追跡用に使用する番号で、次の合計11桁で構成され、書留の受領書に「お問い合わせ番号」として表示されるもの。「引受番号」という。

「＊＊＊（３桁）－＊＊（２桁）－＊＊＊＊＊（５桁）－＊（１桁）」

下４桁

例　入札参加者4者のくじの場合

（１）「抽選番号」を付与

業者名	書留お問い合せ番号	下4桁	下5桁	抽選番号を付与
A社	123-45-67890-1	8901	-	1
B社	234-56-78901-2	9012	8	3
C社	345-67-80901-2	9012	0	2
D社	456-78-90123-4	1234	-	0

（２）くじ番号と書留お問い合せ番号（下6桁から下４桁まで）の和を求め、入札者数で除し、余りを算出

業者名	くじ番号	書留お問い合せ番号	合計
A社	123	678	801
B社	456	789	1245
C社	789	809	1598
D社	012	901	913

801＋1245＋1598＋913＝4557

4557÷4者＝1139（余り・・・1）

（３）落札者の決定

業者名	抽選番号	落札者
A社	1	○
B社	3	
C社	2	
D社	0	